

石川県公報

平成 20 年 11 月 28 日
第 1 2 1 3 9 号 (金曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		
○ 内灘町の区域内の字の名称の変更及び小字の区域の廃止の届出 (地 方 課)	1	○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 7
○ 漁業災害補償法第108条第 2 項の規定による同意の認定 (水 産 課)	2	○ 入札公告 (教育委員会事務局) 7
○ 都市計画の変更 (都市計画課)	3	教育委員会
○ 奥卯辰山健民公園の区域の変更 (公園緑地課)	4	○ 博物館の登録事項の変更登録 8
公 告		公安委員会
○ 第58回石川県准看護師試験公告 (医療対策課)	4	○ 機械警備業務管理者講習の実施 9
○ 予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	4	選挙管理委員会
○ 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	5	○ 政治団体の届出の公表 10
○ 土地改良区の清算人就任公告 (経営対策課)	6	○ 政治団体の届出事項の異動の届出の公表 10
○ 平成20年度砂利採取業務主任者試験合格者 (河 川 課)	7	○ 資金管理団体の指定の届出の公表 12
○ 土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課)	7	人事委員会
		○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則 12

告 示

石川県告示第621号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、内灘町長から次のとおり同町の区域内の字の名称を変更し、小字の区域を廃止する旨の届出があった。
上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。
平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後の字	左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域		
字	字	小字	地 番
白帆台一丁目	宮坂	に	1 の 4 ～ 1 の 7、21 の 2、59 ～ 69、70 の 1、70 の 2、71 の 1、71 の 2、72、73 の 1、73 の 2、74 ～ 76、77 の 1 ～ 77 の 4、78 の 1 ～ 78 の 4、79 の 1、79 の 2、80 ～ 84、85 の 1 ～ 85 の 6、86 ～ 88、89 の 1 ～ 89 の 4、90 ～ 95、96 の 2 ～ 96 の 5、97 の 1、97 の 2、98、99 の 1 ～ 99 の 3、100 ～ 105、106 の 1、106 の 2、107 の 1 ～ 107 の 4、108 ～ 128、129 の 1、129 の 2、130 ～ 142、143 の 1、143 の 2、144 の 1、144 の 2、145 の 1、145 の 2、146 の 1 ～ 146 の 4、147 ～ 168、169 の 1、169 の 2、170、171 の 1、171 の 2、172 の 1、172 の 2、173 ～ 182、183 の 1、183 の 2、184、185、186 の 1、186 の 2、187、188 の 1 ～ 188 の 4、189 ～ 196、197 の 1、197 の 2、198 ～ 200、201 の 1、201 の 2、202 の 1 ～ 202 の 4、203 ～ 205、206 の 1、206 の 2、207、208 の 1、208 の 2、209 ～ 211、246 の 2、247 の 2、248 の 2、249 の 2、251 の 2、253 の 2、254 の 2、255 の 2、257 の 2、259 の 2、270 の 2、271 の 2、288 の 2、288 の 3、299 の 2、318 の 2、319 の 2、321 の 2、322 の 2、323 の 2、324 の 2、325 の 2、326 の 2、328 の 2、329 の 2、330 の 2、332 の 2

	宮坂	ほ	1 ～ 5、7 ～ 11、12 の 1、13、341、404 の 2、404 の 3 の各一部
	宮坂	ぬ	82 ～ 85、281 の各一部 47 ～ 51、52 の 1、52 の 2、53、54 の 1、54 の 2、55 ～ 61、62 の 1、62 の 2、63 ～ 68、 69 の 1、69 の 2、70 ～ 78、79 の 1 ～ 79 の 10、80 の 1 ～ 80 の 22、81、282 の 2
白帆台二丁目	宮坂	ほ	1 ～ 5、7 ～ 11、12 の 1、13、341、404 の 2、404 の 3 の各一部 6、12 の 2、14 ～ 17、18 の 1、18 の 2、19 ～ 35、36 の 1、36 の 2、37 の 1、37 の 2、 38、39 の 1、39 の 2、40 ～ 46、47 の 1、47 の 2、48、49 の 1、49 の 2、50 の 1 ～ 50 の 3、51 ～ 58、59 の 1、59 の 2、60 の 1、60 の 2、61 の 1、61 の 2、62 ～ 74、75 の 1 ～ 75 の 3、76 ～ 94、95 の 1、95 の 2、96 ～ 104、105 の 1 ～ 105 の 3、107 ～ 111、 112 の 1 ～ 112 の 4、113 ～ 115、116 の 1、116 の 2、117 ～ 119、120 の 1、120 の 2、 121 ～ 128、129 の 1 ～ 129 の 3、130 の 1 ～ 130 の 3、131 の 1 ～ 131 の 3、132 の 1 ～ 132 の 3、133 の 1 ～ 133 の 3、134 ～ 149、150 の 1 ～ 150 の 3、151 ～ 157、158 の 1 ～ 158 の 5、159 ～ 174、175 の 1、175 の 2、176 の 1、176 の 2、177 の 1、177 の 2、 178 の 1、178 の 2、179 ～ 195、196 の 1 ～ 196 の 3、197 ～ 221、222 の 1、222 の 2、 223 ～ 260、261 の 2、264 の 2、292、295 の 2、297 の 2、299 の 2、300 の 2、313 の 2、314 の 2、315 の 2、325 の 2、326 の 2、326 の 3、339 の 2、339 の 3、340 の 2、 340 の 3、342 の 2、342 の 3、343 の 2、343 の 3、346 の 2、346 の 3、347 の 2 ～ 347 の 4、402 の 2、402 の 3、403 の 2、403 の 3
	宮坂	ぬ	82 ～ 85、281 の各一部 86 ～ 93、94 の 1、94 の 2、95 ～ 97、98 の 1、98 の 2、99 の 1、99 の 2、100 ～ 103、 104 の 1、104 の 2、105 ～ 107、108 の 1、108 の 2、109 の 1、109 の 2、110 ～ 113、 114 の 1、114 の 2、115 ～ 122、123 の 1、123 の 2、124 ～ 134、135 の 1、135 の 2、 136 ～ 142、143 の 1 ～ 143 の 3、144、145、208 の 2

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。

石川県告示第622号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 寺家加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市三崎町寺家フ部の45番地の2 北角 勇夫

珠洲市三崎町寺家コ部の152番地 小泊 康男

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰の区域に限る。）

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち に掲げる漁業以外の漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成20年10月27日

2 蛸島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市蛸島町夕部14番地 田川 竝蔵

珠洲市蛸島町ネ部62番地 小泊十六号定置網株式会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(正院町正院、正院町川尻、蛸島町、三崎町雲津、三崎町小泊、三崎町伏見、三崎町高波、三崎町引砂及び三崎町宇治の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成20年10月27日

3 蛸島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市蛸島町夕部134番地 彦田 健一

珠洲市蛸島町ナ部21番地 浜田 和夫

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(正院町正院、正院町川尻、蛸島町、三崎町雲津、三崎町小泊、三崎町伏見、三崎町高波、三崎町引砂及び三崎町宇治の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成20年10月27日

4 珠洲中央加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市上戸町南方コ字174番地 三盃 勝太郎

珠洲市飯田町よ部18番地 1 濱田 剛

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(飯田町、上戸町、野々江町及び熊谷町の区域に限る。)

(3) 区分

小型定置漁業及び総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成20年10月27日

5 宝立加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市宝立町鵜飼 1 字48番地12 宝立大敷株式会社

珠洲市宝立町鵜飼 3 字30番地 寺山 十三

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(宝立町春日野、宝立町鵜飼、宝立町南黒丸、宝立町鵜島及び宝立町宗玄の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成20年10月27日

石川県告示第623号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	都市計画を変更した土地の区域	都市計画の図書の縦覧場所
金沢都市計画道路 (3・3・2号臨港線)	金沢市湊1丁目の一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

石川県告示第624号

石川県都市公園条例 (昭和39年石川県条例第59号) 第2条第2項の奥卯辰山健民公園の区域を次のとおり変更する。
平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 の 内 容	区 域	供用開始の日
金沢市若松町の一部を追加する。	別図のとおり (別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び県央土木総合事務所において縦覧に供する。)	平成20年11月28日

公 告**第58回石川県准看護師試験公告**

保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、第58回石川県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験日

平成21年2月13日 (金)

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後1時から午後3時30分まで

4 試験場所

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

5 出願に関する書類の受付期間

平成21年1月5日 (月) から同月9日 (金) まで。郵送の場合は、当該期間内の消印があるものについて受け付ける。

6 出願に関する書類の請求及び提出先

金沢市鞍月1丁目1番地 (〒920-8580)

石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループ

電話番号 076 (225) 1431 (直通)

7 その他

この試験の詳細については、石川県健康福祉部医療対策課へ問い合わせること。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号) 第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
千 田 喜久雄	県内全域	七尾市御祓町本部26の 5 医療法人社団豊明会 北村病院
山 崎 雅 都	〃	七尾市石崎町レ部52 - 1 山崎医院

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢サティ

金沢市福久町二32番地外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社マイカル

代表取締役 川本 敏雄

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

(変更後) 株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社マイカル

代表取締役 川本 敏雄

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

ほか18者

(変更後) 株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

ほか13者

3 変更の年月日

平成20年 9 月30日

4 変更する理由

設置者の代表者変更およびテナントの入替え等のため

5 届出年月日

平成20年11月19日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成20年11月28日から平成21年 3 月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成21年 3 月30日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御経塚サティ

石川郡野々市町御経塚町36街区53番地外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社マイカル

代表取締役 川本 敏雄

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

(変更後) 株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マイカル

代表取締役 川本 敏雄

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

ほか17者

(変更後) 株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

ほか20者

3 変更の年月日

平成20年10月 3 日

4 変更する理由

設置者の代表者変更およびテナントの入替え等のため

5 届出年月日

平成20年11月19日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市町産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成20年11月28日から平成21年 3 月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成21年 3 月30日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の清算人就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があった。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

種土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
清算人	高 木 信 夫	河北郡津幡町字種ム76番地	平成20年10月30日
"	田 川 榮 一	" " 字種ラ39番地	"
"	中 村 晃 一	" " 字種ル49番地	"
"	高 島 喜 一	" " 字種ル24、25番合併地	"

〃	野 崎 時 昭	〃 〃 字種ル71番地	〃
〃	高 木 守	〃 〃 字種ル66番地	〃

平成20年度砂利採取業務主任者試験合格者

平成20年11月14日に実施した平成20年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(石) 6、(石) 7、(石) 9、(県) 1、(羽) 1

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 土地区画整理事業の名称

内灘町内灘北部地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

内灘町内灘北部地区土地区画整理組合

3 換地処分の年月日

平成20年11月11日

4 換地処分の内容

平成20年10月20日付け石川県指令都第716号をもって認可した換地計画のとおり

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、輪島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
輪島都市計画道路（3・6・13号 二ツ屋駅西線）	石川県土木部都市計画課及び輪島市建設部都市整備課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成20年11月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

円盤・ハンマー投用囲い他2件借上 一式

(2) 調達件名の特質等

仕様書等による。

(3) 借上期間

平成21年3月1日から平成26年2月28日まで

(4) 設置場所

石川県西部緑地公園陸上競技場（円盤・ハンマー投用囲い、写真判定装置）

石川県西部緑地公園補助競技場(円盤・ハンマー投用囲いセット)

2 入札方法

入札書に記載する金額は、月額賃借料とする。なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入時の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成20年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 入札に参加する者に要求される義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札に参加する者に要求される義務に掲げる書類を平成20年12月5日(金)までに、5(1)の交付場所に提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920-8580 石川県鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎18階
石川県教育委員会スポーツ健康課庶務グループ電話番号(076)225-1851
- (2) 入札説明書の交付方法
上記5(1)の交付場所において交付
- (3) 入札説明書の交付期間
平成20年11月28日から同年12月5日までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。

6 入札の日時及び場所

平成20年12月15日(月)午前10時
石川県庁 行政庁舎18階 1811会議室

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第26号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第2項の規定に基づき、次の博物館の登録事項の変更登録をした。
平成20年11月28日

石 川 県 教 育 委 員 会

登 録 記 号 番 号	第12号
設 置 者 の 名 称	金沢市
博物館の名称	変 更 前 金沢市民俗文化財展示館
	変 更 後 金沢くらしの博物館
博 物 館 の 所 在 地	金沢市飛梅町 3 番31号

公 安 委 員 会

機械警備業務管理者講習の実施

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年、国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）に基づき、機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成20年11月28日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 実施期日、実施場所及び定員

(1) 実施期日

平成21年 1 月14日（水）から 1 月19日（月）までの土、日曜日を除く 4 日間。

(2) 実施場所

石川県金沢市観音堂町へ 1 番地
ポリテクセンター石川

(3) 受講定員

15名

2 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成20年12月15日（月）から12月19日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 申込の方法及び受付場所

ア 申込の方法

申込は本人が直接持参する方式で行い、やむを得ない事由で、代理人が申請する場合においては、委任状を持参すること。申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付は終了する。なお、郵送等による申込は認めない。

イ 受付場所

石川県金沢市鞍月一丁目 1 番地
石川県警察本部

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル×横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 1 枚を貼付すること。）

3 受講手数料

講習受講手数料38,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の受講料は還付しない。

4 その他

(1) 講習は委託（考査を除く）実施する予定である。

(2) 講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められるものに対し機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 不明な点については、

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可指導係（電話 076 - 225 - 0110 内線3023）に問い合わせること。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成20年11月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
日本葉業政治連盟 石川県支部	安藤 謙治	駒屋 陽一	金沢市無量寺町八1番地 明祥(株)内	平成20年10月1日
輝く七尾を創る会	木下 義隆	中出 信行	七尾市相生町22番1	平成20年10月2日
維新政党・新風 石川県本部	中濱 広光	塩谷 幸子	金沢市田上一丁目11番地	平成20年10月27日

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	設立届受理年月日
田中美絵子を育てる会	田中美絵子	宮越 弘幸	小松市光町90 岡本ビル301	衆議院議員	平成20年10月2日
こんどう和也後援会	近藤 和也	林 将之	七尾市上府中町ス部8番地	衆議院議員	平成20年10月16日

(ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	設立届受理年月日
田中美絵子を育てる会	田中美絵子	宮越 弘幸	小松市光町90 岡本ビル301	田中美絵子	衆議院議員	平成20年10月2日
田中美絵子後援会	数左 従光	宮越 弘幸	小松市園町ホ129 - 1 マルコビル	田中美絵子	衆議院議員	平成20年10月6日
こんどう和也後援会	近藤 和也	林 将之	七尾市上府中町ス部8番地	近藤 和也	衆議院議員	平成20年10月16日

石川県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年11月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政 治 団 体 の 名 称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
民主党石川県参議院選挙区 第 1 総支部	国会議員 関係団体 の 区 分	法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成20年10月9日
	公職の種類	参 議 院 議 員		
自 由 民 主 党 石 川 県 傷 疾 軍 人 会 支 部	代 表 者	徳 田 保 久	奥 川 俊 男	平成20年10月10日
民主党石川県第2区総支部	国会議員 関係団体 の 区 分	法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成20年10月16日
	公職の種類	衆 議 院 議 員		
社 会 民 主 党 石 川 県 第 2 区 支 部 連 合	代 表 者	山 根 靖 則	長 田 孝 志	平成20年10月20日
自由民主党石川県農協連支部	会計責任者	牧 康 晴	井 口 静 弘	平成20年10月24日

(政党の支部以外の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
一 流 会	国会議員 関係団体 の 区 分	法第19条の7第1項第 1号かつ法第19条の7 第1項第2号に係る国 会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成20年10月9日
	公職の種類	参 議 院 議 員		
	公 職 の 候 補 者 の 氏 名 及 び 公職の種類	一川 保夫、参議院議 員		
一 川 保 夫 一 誠 会 連 合 会	国会議員 関係団体 の 区 分	法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成20年10月9日
	公 職 の 候 補 者 の 氏 名 及 び 公職の種類	一川 保夫、参議院議 員		
パ ン ジ ー の 会	国会議員 関係団体 の 区 分	法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	平成20年10月9日
	公 職 の 候 補 者 の 氏 名 及 び 公職の種類	一川 保夫、参議院議 員		
P R U 北 鉄 政 治 セ ン タ ー	代 表 者	南 高 広	嶋 垣 利 春	平成20年10月10日
	会計責任者	山 田 洋 秋	南 高 広	
	国会議員 関係団体 の 区 分	法第19条の7第1項第 1号かつ法第19条の7 第1項第2号に係る国 会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	

近 藤 和 也 を 育 て る 会	公職の種類	衆 議 院 議 員		平成20年10月16日
	公 職 の 候 補 者 の 氏 名 及 び 公職の種類	近 藤 和 也、衆議院議 員		
結 好 会	代 表 者	蔭 山 哲 哉	中 田 松 弘	平成20年10月23日
	会計責任者	風 尚 樹	小 山 幸 紀	
山 田 と し お 石 川 県 後 援 会	会計責任者	牧 康 晴	井 口 静 弘	平成20年10月24日

石川県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成20年11月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定届受理年月日
田 中 美 絵 子	衆 議 院 議 員	田 中 美 絵 子 を 育 て る 会	小松市光町90 岡本 ビル301	田 中 美 絵 子	平成20年 10月2日

人 事 委 員 会

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十三号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(石川県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第一条 石川県職員等の退職手当に関する規則（昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「公益法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例」に改める。

第五条の四第四項第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第二十一条第一項中「公益法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第五十一条の二第一項第三号及び第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第五十三条第四項第四号中「公益法人等派遣職員の公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣職員の公益的法人等派遣条例」に改め、同項第五号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第五十三条の六第二項、第五十七条の四の四の二第一号、第五十七条の四の十三第三項第一号及び第五十七条の

九第二項第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第六十七条第一項中「職員」を「職員であつた者（人事委員会の定めるものに限る。）又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「（人事委員会が定めるものに限る。）」を削る。

第七十二条第三号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第七十六条の二の九第一号、第七十六条の二の二第一項第三号及び第七十六条の二の四第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

別表第十三備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別記第六号の様式一号紙記入上の注意第八項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。
（石川県職員団体の登録に関する規則の一部改正）

第三条 石川県職員団体の登録に関する規則（昭和四十一年石川県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第三条第一項」に改める。

別記様式第七号中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

（公益法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部改正）

第四条 公益法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則（平成十四年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則

第一条中「公益法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第三条第二号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第六条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第五条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十六年石川県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部改正）

第六条 平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号二及び第十一号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第七条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十八年石川県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項第四号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成十五年石川県人事委員会規則第十三号）及び平成十七年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成十七年石川県人事委員会規則第二十号）は、廃止する。

